

主な食品健康影響評価について
(平成 29 年 5 月 26 日～平成 29 年 11 月 21 日)

○「化学物質の毒性評価のための (Q) SAR 及び Read across の利用」

(1) 取りまとめ結果の委員会報告日：平成 29 年 7 月 25 日

(2) 経緯

食品安全委員会は、食品分野の化学物質、食中毒原因微生物等について、国際的に合意されたリスクアナリシスの考え方にに基づき、人の健康に与える影響を科学的に評価してきた。

評価対象物質が多様化し、毒性試験をめぐる社会的情勢が変化している中で、より科学的に妥当性の高い食品健康影響評価を行うためには、これまで活用した評価方法に加えて新しい評価方法についても活用していく必要性が生じている。

食品安全委員会は、今後の積極的な活用が見込まれる評価方法について現状と課題を整理し、今後の取組の方向性について提言するため、評価技術ワーキンググループを立ち上げた。同ワーキンググループにおいて、コンピュータ上での化学物質の毒性評価方法である (Q) SAR 及び Read across について検討し、議論の経過を取りまとめた。

(3) 取りまとめの概要及び食品安全委員会の今後の対応

(Q) SAR 及び Read across は、化学物質の構造などを参考にその物質の毒性等を推定する方法で、活用には毒性試験データを収載した毒性データベースとソフトウェア（評価支援ツール）が必要となる。専門家がデータベースの情報や評価支援ツールの出力結果等を参考にすることにより、毒性判断の精度が向上し、評価結果の頑健性が一層増すことが期待できる。特に、食品に含まれる微量の化学物質のうち、毒性データが乏しい物質の毒性評価等において、積極的に活用する意義は大きいと考えられる。

ワーキンググループによる取りまとめでは、(Q) SAR 及び Read across の試験的な使用を通じて、具体的な活用方法を検討すること等を提言している。

食品安全委員会は、ワーキンググループからの提言を受け、これらの取組を実施し、その結果を十分に検証した上で、食品健康影響評価における専門家判断を支援する方法としての活用を検討していく。

○添加物（酵素）に関する食品健康影響評価指針の策定

栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針の策定

添加物に関する食品健康影響評価指針の改正

(1) 指針策定・改正日：平成 29 年 7 月 18 日

(2) 背景

食品安全委員会は、「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」

(平成 24 年 6 月 29 日閣議決定)において、食品健康影響評価に関するガイドラインの作成に努めることとなっており、添加物においては、「添加物に関する食品健康影響評価指針」(平成 22 年 5 月。以下、「添加物指針」という。)としてガイドラインを策定し、本指針に基づき評価を行ってきた。

今般、添加物として用いる酵素、栄養成分関連添加物について、新たな指針の策定を行い、加工助剤(殺菌料及び抽出溶媒)について、添加物指針の改正を行った。

(3) 新たな指針の内容

添加物として用いる酵素の評価に当たっては、平成 22 年に策定された「添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき行ってきた。酵素の評価に当たっては、基原生物の安全性、アレルゲン性、消化管内での分解性など特有の検討すべき点があることから、基原生物の安全性と酵素自体の安全性を評価すること等を特徴とした、「添加物(酵素)に関する食品健康影響評価指針」がまとめられた。

栄養成分関連添加物の評価についても、平成 22 年に策定された「添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づいて行ってきたが、栄養成分関連添加物は国際的には添加物に分類されていない場合があり、さらに、①栄養素であることを考慮する必要があること、従来毒性学の考え方が必ずしも適用できない場合があること、②上限量の設定には食事摂取基準における推奨量や目安量との関係にも留意する必要があること等、栄養素の特性を考慮する必要があることを踏まえ、評価指針が検討された。審議の結果、可能な限り、動物試験の結果よりもヒトにおける知見に重点を置いた評価を行うこと、食事からの摂取量を考慮し、通常の食事以外からの摂取量に対する指標として新しい概念である「追加上限量(ULadd)」を定義すること等を特徴とした、「栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針」がまとめられた。

加工助剤のうち、殺菌料と抽出溶媒について、NOAEL を決定した後に、NOAEL と一日摂取量とを比較してばく露マージンの評価を行うとした、新しい食品健康影響評価の考え方をまとめ、「添加物に関する食品健康影響評価指針」の附則とした。

「鹿慢性消耗性疾患(CWD)のファクトシート作成」

(1) 取りまとめ結果の委員会報告日：平成 29 年 10 月 24 日

(2) 概要

鹿慢性消耗性疾患(CWD)は、シカ科の動物がかかる伝達性海綿状脳症(TSE)であり、感染動物は数年の潜伏期間の後、痩せる、衰弱する、よだれを垂らすなどの症状が出て、3~4 か月で死に至る。

これまで日本における CWD の発生は確認されていない。また、食品を介し

た経路も含めて、病原体である CWD プリオンが人へ感染することを示す証拠はこれまでに確認されていない。

一方、近年、諸外国では CWD のシカ科動物間における感染拡大が報告されている。このことを踏まえ、専門家の審査を受けた科学論文として報告されている知見などを整理し、本ファクトシートとして取りまとめた。

※ファクトシート

現時点での科学的知見を整理し、広く情報発信することを目的として作成する概要書。

※伝達性海綿状脳症（TSE）

異常プリオンたん白質（PrP^{Sc}）を原因とする人を含む動物の疾病の総称で、牛の牛海綿状脳症（BSE）の他、人に発病するクロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）、クールー、めん羊等に発病するスクレイピーなどがある。

（３）リスク管理機関の取組と食品安全委員会の今後の対応

農林水産省は、防疫上の観点から、CWD 発生国からのシカ科動物及びシカ科動物由来畜産物の輸入停止措置を講じている。また、厚生労働省は、関係事業者に対し、これらの国から輸入を行わないよう指導している。

食品安全委員会は今後も CWD の食品を介した人への感染性に係る知見を収集していく。

<その他>

上記の他、期間中、添加物（１件）、農薬（２９件）、動物用医薬品（１７件）、プリオン（１件）、かび毒・自然毒等（２件）、遺伝子組換え食品等（１３件）、新開発食品（１件）、肥料・飼料等（５件）及び薬剤耐性菌（３件）について評価を終了し、結果をリスク管理機関に通知した。